




- 訪問販売や電話勧誘などで商品を購入した場合に、購入後8日以内であれば、消費者側から無条件で契約が取り消せる制度

 (クーリング・オフ)制度

- 欠陥商品で消費者が被害を受けたときの企業の責任について定めた法律

 (製造物責任法 (PL法))

- 契約上のトラブルから消費者を保護する法律。

 (消費者契約法)

不当な商品、サービスの売買契約や、悪質な業者から消費者を保護する法律。

訪問販売などでウソを言っていた

事業者から呼び出され、しつこく無理やり契約させられた。  
(美容用品やレジャー会員権販売など)

住宅販売や福祉施設入居など、うまい話を言っておいて都合の悪いことを知って隠していた

私たち消費者も、(自立)した消費者として行動することが求められています。

(自ら知識や情報を収集し、自分で適切に判断する消費者)

また、(資源)を節約し(環境)に配慮した消費を行う責任があります。